

議案第 1 1 0 号

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成 2 6 年
川崎市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しな
いこととすることができる。

(1) 市長が、法第 2 4 条第 3 項（法附則第 7 3 条第 1 項の規定により読み替
えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、家庭的
保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱
う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利
用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提
供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の

確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第8条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

第41条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、市長が、保育所等の利用調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置等を講じているときは、連携施設の確保をしないことができることとすること等のため、この条例を制定するものである。